

福岡医発第 2979 号 (地)
令和 4 年 1 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する
法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日（一部規定は令和 2 年 10 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 10 月 1 日）から施行されております。（本件につきましては、令和 2 年 8 月 25 日付け福岡医発第 1488 号（地）文書においてご連絡済み。）

今般、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結果等の報告の対象範囲等について方向性が示され、件名の省令（令和 4 年厚生労働省令第 3 号）が令和 4 年 1 月 13 日に公布、施行されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

令和4年1月24日

都道府県医師会
会 長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中 川 俊 男
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長より、本職宛に件名についての周知協力依頼がありました。【別添1】

建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）が公布され、令和3年4月1日（一部規定は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日）から施行されております。【令和2年8月20日付健 I 127号】

今般、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結果等の報告の対象範囲等について方向性が示され、件名の省令（令和4年厚生労働省令第3号・別添2）が令和4年1月13日に公布、施行されました。

また、本件につきましては、同日付で厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長に示されております。【別添3】

つきましては、本件の貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

《添付資料》

別添1…令和4年1月13日付基発0113第2号

別添2…厚生労働省令第3号（令和4年1月13日）

別添3…令和4年1月13日付基発0113第1号

基 発 0113 第 2 号
令和 4 年 1 月 13 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日（一部規定は令和 2 年 10 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 10 月 1 日）から施行するとされたところです。

今般、同検討会において引き続き検討することとされていた、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結果等の報告の対象範囲等についても方向性が示されたことから、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）について、所要の改正を行うこととしました。

本改正等の内容については、別添により都道府県労働局長に示したとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

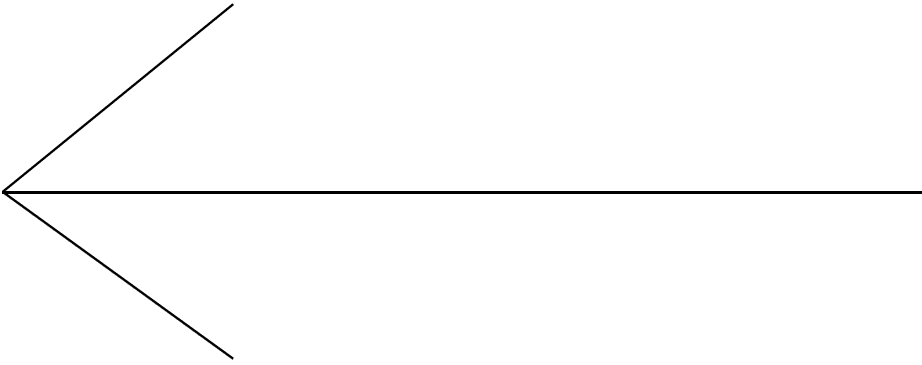
第一条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項に次の一号を加える。

四|

船舶（総トン数二十トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事

第一条中石綿障害予防規則様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。

様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の一様式を加える。



事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	元方事業者の情報																		
	事業者の名称					事業者の代表者氏名													
	担当者のメールアドレス					事業者の電話番号					— —								
	事業者の住所	郵便番号		—															
		都道府県・市区町村名等																	
		住所（続き）																	
	工事現場の情報																		
	労働保険番号	都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号					枝番号												
		—																	
	作業場所の住所	郵便番号		—															
		都道府県・市区町村名等																	
		住所（続き）																	
	工事の名称																		
	工事の概要																		
	建築物等の概要																		
	建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日				西暦 年 月 日			構造		☐ 木造 ☐ RC造 ☐ S造 ☐ その他					耐火		☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他		
	延べ床面積		m ²		階数（地上階）		階建		階数（地下階）		階建								
	その他工作物・船舶 ※複数選択可		☐ 反応槽 ☐ 加熱炉 ☐ ボイラー及び圧力容器 ☐ 配管設備 ☐ 焼却設備 ☐ 煙突 ☐ 貯蔵設備 ☐ 発電設備 ☐ 変電設備 ☐ 配電設備																
			☐ 送電設備 ☐ トンネルの天井板 ☐ プラットホームの上家 ☐ 遮音壁 ☐ 軽量盛土保護パネル ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ☐ 船舶																
	解体工事を行う床面積の合計				m ²			解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日									
	解体工事又は改修工事の請負金額				億 万円			石綿に関する作業の開始時期			西暦 年 月 頃								
	事前調査の終了年月日		西暦 年 月 日																
	事前調査を実施した者																		
	氏名										講習実施機関の名称								
	分析調査を実施した者																		
氏名										講習実施機関の名称									
作業に係る石綿作業主任者																			
氏名																			
請負事業者に関する事項	請負事業者の情報																		
	事業者の名称					事業者の電話番号					— —								
	労働保険番号				都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号					枝番号									
	☐ なし（又は不明） ☐ 元方（元請）事業と同じ				—														
	事業者の住所	郵便番号		—															
		都道府県・市区町村名等																	
		住所（続き）																	
	事前調査を実施した者の氏名									事前調査を実施した者の講習実施機関の名称									
	分析調査を実施した者の氏名									分析調査を実施した者の講習実施機関の名称									
	作業に係る石綿作業主任者の氏名																		
	請負事業者の情報																		
	事業者の名称					事業者の電話番号					— —								
	労働保険番号				都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号					枝番号									
	☐ なし（又は不明） ☐ 元方（元請）事業と同じ				—														
	事業者の住所	郵便番号		—															
		都道府県・市区町村名等																	
		住所（続き）																	
	事前調査を実施した者の氏名									事前調査を実施した者の講習実施機関の名称									
	分析調査を実施した者の氏名									分析調査を実施した者の講習実施機関の名称									
	作業に係る石綿作業主任者の氏名																		
	請負事業者の情報																		
	事業者の名称					事業者の電話番号					— —								
	労働保険番号				都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号					枝番号									
	☐ なし（又は不明） ☐ 元方（元請）事業と同じ				—														
	事業者の住所	郵便番号		—															
都道府県・市区町村名等																			
住所（続き）																			
事前調査を実施した者の氏名									事前調査を実施した者の講習実施機関の名称										
分析調査を実施した者の氏名									分析調査を実施した者の講習実施機関の名称										
作業に係る石綿作業主任者の氏名																			

事前調査結果等報告

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③湿潤化 ④呼吸用保護具の使用		
		有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無			
事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	吹付け材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐		
	保温材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐		
	煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐		
	屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐		
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐		
	仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	/					① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐		
	スレート波板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	スレートボード	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐						☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
	ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐					
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐						

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

備考

1 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。

2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負っている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。

3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。

4 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。

5 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。

6 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。

7 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。

8 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。

9 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。

10 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

11 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破碎、穿（せん）孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。

12 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

第二条の表改正後欄の石綿障害予防規則第三条第四項及び第七項第九号中「建築物」を「建築物及び船舶」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一				別表第一（第三条及び第四条関係） 表一			
（略）	石綿障害予防規則 （平成十七年厚生 労働省令第二十一 号）	（略）		（略）	石綿障害予防規則 （平成十七年厚生 労働省令第二十一 号）	（略）	
		（略）	（略）			（略）	
							（略）
表二、表四（略）				表二、表四（略）			

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通

信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)		(略)	
石綿障害予防規則 （平成十七年厚生 労働省令第二十一 号）	第三条第八項の規定による記録の写しの 備付け (略)	石綿障害予防規則 （平成十七年厚生 労働省令第二十一 号）	第三条第六項の規定による記録の写しの 備付け (略)
(略)		(略)	
表二～表四（略）		表二～表四（略）	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 3 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 1 月 13 日に公布され、一部規定を除き、同日から施行されたところである。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

建築物等（建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日（一部規定は令和 2 年 10 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 10 月 1 日）から施行するとされたところである。

今般、同検討会において引き続き検討することとされていた、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結

果等の報告の対象範囲等についても方向性が示されたことから、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省第44号）について、所要の改正を行った。

2 改正の要点

- （１）船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令による改正後の石綿則（以下「新石綿則」という。）第３条第４項及び第７項第９号関係）

事業者は、船舶に係る事前調査については、石綿則第３条第３項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。

また、事業者は、船舶に係る事前調査等（事前調査及び新石綿則第３条第５項に規定する分析調査をいう。以下同じ。）を行ったときに記録を作成し、及び３年間保存する事項、並びに当該船舶に石綿等が使用されている場合（石綿等が使用されているものとみなす場合を含む。）に当該船舶の解体又は改修の作業を行う作業場に備え付ける当該記録の写しの事項として、当該事前調査等を行った者の氏名及び厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しが必要であることとしたこと。

- （２）船舶の事前調査の結果等の報告（新石綿則第４条の２関係）

総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事の事前調査の結果等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

- （３）事前調査の結果等の報告の様式（新石綿則様式第１号関係）

（２）の改正等を踏まえ所要の様式改正を行ったこと。

- （４）書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる事項の追加（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第１関係）

書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる事項として事前調査結果の記録の備え付けを追加したこと。

3 細部事項

- （１）船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件（新石綿則第３条第４項及び第７項第９号関係）

船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めるものであること。

- (2) 平成18年9月1日以降に着工若しくは輸入又は定期検査等を実施した船舶に係る事前調査の結果等の報告の取扱い（新石綿則第4条の2関係）

船舶は、定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがあるが、船舶のうち、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の使用が全面的に禁止された平成18年9月1日以降に着工した船舶については、石綿等が使用されていないことが明らかであることから、平成18年9月1日以降に着工又は輸入した船舶について、新石綿則第4条の2に基づく報告を行った部分のその後の改修工事に際しては、再度の報告は不要であること。

また、船舶は船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく定期検査又は中間検査（以下「定期検査等」という。）の際に解放検査（船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第24条及び第25条に規定する解放検査をいう。以下同じ。）が要求され、その際にガスケット等の部品の交換等が行われることから、平成18年9月1日以降に解放検査を伴う定期検査等を実施した場合は、当該定期検査等に伴い解放した部分の改修工事について新石綿則第4条の2に基づいて報告を行った部分と同一部分の改修工事に際しては、2回目以降の報告は不要であること。

- (3) 建築物等に係る事前調査の結果等の報告事項（新石綿則様式第1号関係）

ア 船舶に係る事項

船舶に係る事前調査の結果等の報告は、建築物及び工作物と同様、様式第1号により行うものであること。ただし、船舶については「解体工事を行う床面積の合計」及び「解体工事又は改修工事の請負金額」の報告は不要であり、船舶の構造の概要については総トン数を工事の概要と併せて記載すれば足りること。

イ 建築物等に係る共通事項

- ① 「担当者のメールアドレス」は任意の報告項目であるので、空欄でも差し支えないこと。
- ② 「建築物等の概要」のうち、「構造」、「耐火」、「延べ床面積」、「階数」（地上階及び地下階）は、建築物に係る工事が含まれない場合は記載を要しないこと。なお、工作物及び船舶にあつては、「その他工作物・船舶」の欄において該当する工作物

又は船舶を選択するとともに、工事の対象となる工作物又は船舶の名称や種類及び解体工事又は改修工事の別は工事の概要欄に記載すること。

- ③ 解体工事又は改修工事の実施期間、石綿に関する作業の開始時期及び作業に係る石綿作業主任者は、報告時点における予定を記載すれば足りること。
- ④ 事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容は、作業対象となる材料について記載すれば足りること。また、その他の材料には、ガasket、パッキン等が含まれる趣旨であること。

4 施行日及び経過措置

改正省令は、公布日から施行することとしたこと。ただし、2（4）の一部については、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

なお、2（1）から（3）については、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（2（1）関係は令和5年10月1日施行、（2）及び（3）関係は令和4年4月1日施行。）の改正であるため、実際に改正規定が施行されるのは2（1）については令和5年10月1日、（2）及び（3）については令和4年4月1日であることに留意すること。

また、石綿障害予防規則の一部を改正する省令附則第2条において規定された建築物及び工作物の解体又は改修の作業等に係る経過措置と同様に、船舶の解体又は改修工事であって令和4年4月1日の前に開始されるものについては新石綿則第4条の2第1項の規定は適用せず、船舶の解体等の作業であって令和5年10月1日より前に開始されるものについては、新石綿則第3条第4項、第6項及び第7項第9号の規定は適用しないものであること。